

## 北海道健康マイレージ事業実施要綱

### 1 趣旨

北海道健康増進計画「すこやか北海道21」が目指す健康寿命の延伸及び健康格差の縮小を実現するためには、行政・企業・関係団体等が連携し、道民の健やかな暮らしを支える良好な社会環境を構築する必要がある。本事業は、道民の健康づくりへの動機付けを促進する環境整備を行い、健康に配慮した生活習慣を身に付けるきっかけを作ることで、健康づくりへの無関心層を掘り起こし、各種健康診断・がん検診等の受診率向上や肥満者の減少、運動習慣者の増加などに繋げ、健康寿命の延伸及び地域における健康格差の縮小を実現することを目的とする。

### 2 定義

この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

#### (1) 北海道健康マイレージ事業

本要綱で定める、道民の健康づくりの取組にポイントを付与し特典を交付する、道、実施市町村、協賛企業が協働で実施する事業をいう。

#### (2) 道

北海道保健福祉部健康安全局地域保健課をいう。

#### (3) 保健所

各道立保健所をいう。

#### (4) 実施市町村

北海道健康マイレージ事業を道と協働実施する市、町又は村をいう。

#### (5) 協賛企業

別に定める「北海道健康マイレージ事業協賛企業募集要項」で募集する、健康マイレージ事業に協賛し、健康づくりの取組を行った者に、特典提供などの協力をしていただく企業等をいう。

#### (6) 北海道健康マイレージポイントカード（別紙様式1-1）

道が実施市町村に提供し、実施市町村が住民に配布する北海道健康マイレージポイントを記録する用紙をいう。（以下「カード」という。）

#### (7) 北海道健康マイレージポイントシール（別紙様式1-2）

道が実施市町村に提供し、実施市町村が、別表1に基づき定めた取組を行った住民に交付するシールをいう。1枚につき北海道健康マイレージポイント1ポイントとする。（以下「シール」という。）

### 3 実施主体

本事業は、道、実施市町村及び協賛企業が協働で実施する。

### 4 事業の対象

道内に住所を有する20歳以上の者とする。

## 5 役割

### (1) 道

- ア 道内の企業等に対して協賛企業への参加を募集し、実施市町村に協賛企業の企業名、特典内容等を情報提供する。
- イ 「北海道健康マイレージ事業」の実施について、保健所を経由して市町村に通知し、別に定める日までに実施市町村を取りまとめる。
- ウ 実施市町村に対して、必要な数のカード及びシールを発行する。
- エ 市町村から、別表1に基づく取組を行い6ポイントを貯めた道民の報告を受け、特典の必要数について、協賛企業に報告する。
- オ その他、北海道健康マイレージ事業を実施するため必要な事務・情報提供を行う。

### (2) 保健所

- ア 実施市町村の取りまとめ、達成者の報告等について書類の進達を行う。
- イ 協賛企業から特典の送付を受け、管内市町村に発送する。

### (3) 実施市町村

- ア 別表1に基づき、北海道健康マイレージポイントを付与する健康づくりの取組を定め、道が定める日までに、「北海道健康マイレージ事業計画申請書」（別紙様式2-1）にて道あて事業の実施を申請し、カード及びシールの交付を受ける。
- イ アの申請後、実施事業やカード・シールの必要枚数等、申請内容に変更があった場合は、「北海道健康マイレージ事業計画変更申請書」（別紙2-2）にて道あて申請する。
- ウ 事業を中止する場合は、速やかに道に報告する。
- エ 事業への参加を希望する住民から、「北海道健康マイレージ事業参加登録申込書」（別紙様式3）の提出を受け、カードを交付する。
- オ アで定めた基準に基づく事業を実施し、参加した住民にシールを交付し、ポイントを付与する。
- カ シールを6枚集めて6ポイントを達成した住民（以下「達成住民」という。）から、当該ポイントカードの提出を受ける。
- キ 道が定める日までに、達成住民を取りまとめ、「北海道健康マイレージ事業実施結果」（別紙様式4）にて道へ報告する。
- ク 達成住民に対して、協賛企業から提供された特典を交付する。
- ケ その他、北海道マイレージ事業を実施するために必要な事務を行う。

### (4) 協賛企業

- ア 北海道健康マイレージ事業に協賛し、達成住民に対し交付する特典の種類・数等を道に申し出る。
- イ 道からの報告を受け、達成住民に交付する特典を、保健所を経由して実施市町村に送付する。

## 6 特典の付与

協賛企業から提供される特典内容については、選択することができないものとする。また、達成住民が多数の場合は、抽選を行うことがある。

## 7 その他

この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

### 附則

この要綱は、平成28年6月7日から施行する。

一部改正 平成29年3月6日

一部改正 平成29年6月2日

